

改正

平成21年3月30日規則第13号

平成24年1月25日規則第5号

平成26年3月31日規則第34号

平成27年3月31日規則第21号

平成28年3月31日規則第24号

令和8年6月3日規則第42号

吹田市立こども発達支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立こども発達支援センター条例（平成19年吹田市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域支援センター等の使用時間)

第2条 条例第5条第1項及び第2項並びに第14条に規定する事業の利用のため地域支援センター及びわかたけ園の施設を使用することができる時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。

2 条例第9条に規定する事業の利用のため杉の子学園の施設を使用することができる時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(地域支援センター等の使用日)

第3条 条例第5条第1項及び第2項に規定する事業の利用のため地域支援センターの施設を使用することができる日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に使用することができる日を設け、又は使用を休止することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 条例第9条及び第14条に規定する事業の利用のため杉の子学園及びわかたけ園の施設を使用することができる日は、前項各号に掲げる日及び土曜日以外の日とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

(通所特定費用)

第4条 条例第12条第2項(条例第16条後段において準用する場合を含む。)の規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条に規定する通所給付決定保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)のうち、通所給付決定保護者及び通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について食事の提供を受けた月の属する年度(その月が4月から6月までの場合にあっては、その前年度)分の市町村民税(特別区民税を含む。)の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第328条の規定によって課する所得割を除く。次号において「市町村民税の所得割」という。)の額を合算した額が280,000円以上である者 1食につき400円
- (2) 通所給付決定保護者のうち、通所給付決定保護者及び通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について食事の提供を受けた月の属する年度(その月が4月から6月までの場合にあっては、その前年度)分の市町村民税の所得割の額を合算した額が280,000円未満である者(次号に掲げる者を除く。) 1食につき250円
- (3) 児童福祉法施行令第24条第6号に該当する通所給付決定保護者 1食につき90円
(交流施設の使用時間及び使用日)

第5条 条例第18条に規定する施設(以下「交流施設」という。)を使用することができる時間は、午前9時から午後8時30分までとする。この場合においては、第2条第1項ただし書の規定を準用する。

2 交流施設を使用することができる日は、次に掲げる日以外の日とする。この場合においては、第3条第1項ただし書の規定を準用する。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
(団体の登録)

第6条 条例第19条の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用団体登録申請書に構成員の名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、所在地及び電話番号並びに担当者の氏名、住所及び電話番号(以下「申請者の名称等」という。)
- (2) 代表者の氏名、住所及び電話番号
- (3) 団体の目的

2 市長は、使用団体登録申請書を受け付けたときはこれを審査し、相当と認めるときは、使用団

体登録証を交付する。

3 使用団体登録証の有効期間は、交付の日から3年間とする。

4 使用団体登録証の交付を受けた者は、当該登録の更新を受けようとするときは、有効期間の満了する日までに、改めて第1項の規定による申請を行わなければならない。

(使用の申請)

第7条 使用団体登録証の交付を受けた者は、交流施設を使用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称等

(2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数(以下「使用日時等」という。)

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下この項において「使用日」という。)の前1月に当たる日の属する月の初日から使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付及び提示)

第8条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

2 使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、交流施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

(使用期間)

第9条 交流施設を引き続き使用できる期間は、5日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第10条 交流施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用内容の変更)

第11条 使用者は、許可された使用内容の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 申請者の名称等
- (2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。

(使用の取消し)

第12条 使用者は、交流施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称等
- (2) 許可を受けた使用日時等
- (3) 取消しの理由

(使用者の守るべき事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第14条 職員が交流施設の管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第15条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第16条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(申請書等の様式)

第17条 この規則に規定する申請書等の様式は、児童部長が定める。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、吹田市立こども発達支援センターの管理運営に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年11月19日から施行する。

(吹田市立肢体不自由児母子通園訓練施設条例施行規則及び吹田市立知的障害児通園施設条例施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 吹田市立肢体不自由児母子通園訓練施設条例施行規則(昭和44年吹田市規則第29号)

(2) 吹田市立知的障害児通園施設条例施行規則(昭和48年吹田市規則第30号)

附 則(平成21年3月30日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則(平成24年1月25日規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第34号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和8年6月3日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。